

平成27年6月29日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、軽度精神遅滞(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として障害基礎年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に掲げる程度に該当しないと判断し、障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 障害基礎年金は、障害の状態が国年令別表に掲げる程度(障害等級1級又は2級)に該当しなければ、支給されないこととなっている。
- 2 本件の場合、請求人の当該傷病に係る初診日が20歳到達前にあることについては、本件記録から明らかであり、当事者間にも争いが無いと認められるところ、請求人は、前記第2の2記載の理由によってなされた原処分に対し、これを不服として、裁定請求日当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、

これを「本件障害の状態」という。)が国年令別表に掲げる障害等級2級に該当すると主張しているのであるから、本件の問題点は、本件障害の状態が国年令別表に掲げる2級に該当すると認められないかどうかということになる。

第4 審査資料

本件の審査資料は、a病院b科・A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同月〇日付診断書の写しである。

第5 事実の認定及び判断

- 1 審査資料によれば、本件障害の状態等に関して、次の記載のあることが認められる。

(略)

- 2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 国年令別表は、障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の状態を定めているが、請求人の当該傷病による障害にかかわると認められるものとしては、「精神の障害であつて、前各号と同程度(注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度)以上と認められる程度のもの」(16号)が掲げられている。

そして、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

認定基準の「第2 障害認定に当たつての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、上記の「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、必ずしも他人の助けを借

りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。

認定基準の第3第1章第8節／精神の障害によれば、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定するとされ、知的障害により2級に相当すると認められるものの一部例示として、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」が掲げられている。そして、知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断するとされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めるとされている。また、就労支援施設や小規模作業所などに参加する者に限らず、雇用契約により一般就労をしている者であっても、援助や配慮のもとで労働に従事していることから、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮するとともに

に、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断するとされている。

- (2) 上記1で認定した事実によれば、本件障害の状態は、現在の病状又は状態像として、軽度の知的障害が認められ、その具体的な程度・症状として、会話はでき、文字の音読も可能であるが、金銭管理はできず、競馬に注ぎ込んでしまい、家の金も盗み、それも競馬に注ぎ込み、炊飯はできず、カップラーメンに湯を注ぐ程度の調理で、洗濯、掃除などの家事はできず、入浴は親が促さないとせず、バスや電車には一人で乗ることができ、一人で銀行でお金の出し入れはしたことがあるとされ、日常生活状況は、在宅で同居者があり、両親以外との付き合いはなく、日常生活能力の判定は、適切な食事、身の清潔保持、金銭管理と買い物は助言や指導をしてもできない若しくは行わないとされており、他人との意思伝達及び対人関係、身の安全保持及び危機対応、社会性は助言や指導があればでき、通院と服薬は不要で、日常生活能力の程度は「(4)」とされていることに加え、従前及び現在の就労の実態は、能力に欠け、また周囲に適応できないため安定したものとはいえないことをも含めて総合的に判断すると、それは、上記知的障害で2級に該当すると認められる例示に相当し、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度に該当する。

なお、本件診断書の診断書作成医療機関における初診時所見には、全IQ 67（言語性IQ 75、動作性IQ 63）で軽度精神遅滞を認め、金を盗むことで優越感を感じるなど、反社会的人格を有していたとされ、具体的に、金銭管理については、競馬に注ぎ込んでしまい、家の金も盗み、それも競馬

に注ぎ込んでおり、就労状態については、高校卒業後自衛隊に入隊したが、一週間で除隊し、その後は、倉庫で単純作業をしたとされるが、飽きたので止め、また、派遣会社に登録して、月に数日間不定期に働いている等とされているが、これらの症状、そのための障害の状態は、精神医学的観点からみると、認定基準に掲げられている、原則として認定対象とならないとされる人格障害による障害とするよりも、当該傷病に起因する集中力・抑制力、社会的な是非善悪の判断力などの欠如によるものと認められ、本件診断書に記載されている日常生活能力の判定、日常生活能力の程度の判断については、それらをそのまま障害認定対象とすべきものと判断するのが相当である。

- 3 以上によれば、本件障害の状態は、国年令別表に掲げる2級の障害の程度に該当すると認められるから、請求人には平成〇年〇月〇日とその受給権発生日とする障害等級2級の障害基礎年金が支給されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は妥当でなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。